

令和 7 年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第 1 回）

日時：令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 3 時 30 分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
築地地区まちづくり事業

【審議資料】

資料 1 「築地地区まちづくり事業」

資料 1－1 第 3 回総会後の質問と事業者回答について

資料 1－2 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び
項目別審議について

資料 1－3 「築地地区まちづくり事業」に係る環境影響評価調査計画書に
ついて（案）

<出席者>

会長 片谷委員

第二部会長 宗方委員

愛知委員

尾崎委員

羽染委員

廣江委員

森川委員

保高委員

(8名)

関政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

第3回総会後の質問と事業者回答について

委員	番号	質問・意見	事業者の回答
宗方委員	1	大規模集客・交流施設について、イメージパースでは、隅田川沿いの壁はガラスのような透明な壁となっている。 マルチスタジアムとして、スポーツ、コンサートなどが行われるとの説明があったが、壁の耐久性や防音については言及がなかった。 イベント時の周辺への騒音・振動に対する考え方を教えてほしい。	・騒音については、設計の深度化に伴って、ガラスを二重にする等の仕様及びガラスの範囲について、環境確保条例に定める規制基準をもとに周辺への影響を考慮して設定します。 ・振動については、環境確保条例に定められた地盤の振動規制基準を遵守します。
	2	従来低層の建築物しかなかった土地に高層建築物が複数建つことにより、都心に対する風を大きく遮ることが懸念される。 別の委員の風の通り道に関する質問に対して、谷構造となっており、風が抜けるような計画としていると回答があった。 ビル風対策も重要だが、風の通り道についても保全されるのか、都全体として懸念されることなので、配慮すべきでは。	・計画地上空に流れる風の道（東京湾・隅田川方面から都心部への上空の冷たい風（夏の卓越風））に配慮し、主に計画地西側の新大橋通り、環状第2号線沿道に建物を配置するとともに各棟の隣棟間隔を確保し、東側高層棟は風の道に正対させない建物配置とします。また水辺とまちにひらかれた大規模なオープンスペースと一体に計画地中央にまちづくりの中核となる大規模集客・交流拠点を整備し、周辺に比べて中央部の建物高さをおさえることにより後背地に夏の卓越風を誘導します。 ご指摘を受け、評価書案の中で風環境における通風の阻害（風の道）について記載することも検討いたします。
安立委員	1	p. 21 にある緑化計画について書かれておりますが、実際の図面では緑地の部分が書かれていませんので、配置場所や面積についてお教えてください。	・緑化計画については、調査計画書に基づく風洞実験等の結果も踏まえ防風植栽等を含めた全体の緑化計画を検討し、評価書案で配置等を掲載していきます。
	2	海に近い場所に 210m の高層ビルが建つことで、バードストライクに懸念があります。 鳥類の飛翔高調査もされるようですので、バードストライクの回避をご検討ください。	・調査計画書に記載のとおり、鳥類の飛翔高調査を行います。その調査結果をふまえて、ガラスの仕様等バードストライクを考慮し、検討していきます。

委員	番号	質問・意見	事業者の回答
	3	p. 194 の日影調査について 210m の建物が西側にある浜離宮恩賜庭園の植物の光環境にも影響があると思います。 可能でしたら、日影調査の地点を浜離宮恩賜庭園側にも増やして頂きたいです。	・時刻別日影図と等時間日影図を作成し、浜離宮恩賜庭園の影響を確認のうえ、評価書案提出までに検討のうえ決定します。
山口委員	1	p. 21：設備計画について、様々な提案がありましたが、評価は各建物で実施するのか。他の方からの質問で、街区全体で評価するという回答があったので、街区全体ということかもしれませんが、建物が独立して用途・運用が異なるので伺いたい。	・温室効果ガスの排出量および大気汚染による環境影響については、各建物ではなく全体で評価する想定です。
	2	p. 210：調査方法に地域冷暖房の記載があるが、採用予定があるのか。	・p. 210では、既存資料調査の項目として周辺の地域冷暖房の有無を確認する意図で記載しています。なお、本事業では地域冷暖房を採用する予定です。
廣江委員	1	住民に対して分かり易いアセス図書とする為、ヘリコプターと空飛ぶクルマを併せて「ヘリコプター等」と表記することを7章に明記する。	・評価書案では、「ヘリコプター」と「空飛ぶクルマ」を分けて記載のうえ、評価することを検討します。
水本委員	1	ライフサイエンス棟について、最先端科学の分析機器類は、相当な重量のものがあつたり、振動に脆弱であつたり、また、実験の内容によっては特殊な廃棄物が発生する可能性があるのではないのでしょうか。こうしたことが想定された上での設計、施設となっているのでしょうか、また、それはどの程度の確度なのか併せて伺います。	・耐荷重等については、最先端科学の機器類を想定して、建物構造上問題ないように設計をしていきます。廃棄物については、類似事例も参考にしながら、法令遵守のうえ、適切に管理し、計画地周辺に影響を及ぼす恐れはないよう対応いたします。その旨、評価書案において記載することを検討します。
	2	計画地の東側は中央区でも特に住民の多い地域です。「空飛ぶクルマ」が飛ぶ可能性があることは大きな影響と理解しています。上空を飛ぶ「ヘリコプター」と「ヘリコプター等」の表記の違いについて、しっかりと読み手に伝わる表現をする必要があると思います。その上で、それぞれについて、定義、規模（定員など）、離発着回数や利用人数予測、安全性（事故率）について教えてください。	・「ヘリコプター等」とは、ヘリコプターおよび空飛ぶクルマを指しております。空飛ぶクルマとは、「Vertiport 設置のための環境アセスメント方針（経済産業省）」によると、「電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸等の運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段」とされています。規模や離発着の回数等については、評価書案提出までに検討のうえ設定します。

委員	番号	質問・意見	事業者の回答
	3	大規模集客・交流施設について、隣の浜離宮庭園は、静謐な環境がありますので、周囲への音漏れ、騒音振動、自然への影響など、浜離宮への影響をどのように考えているのか教えてください。	・周囲への音漏れに関して、環境確保条例に定める騒音の規制基準をもとに浜離宮恩賜庭園を含む周辺への影響を考慮して、外装の遮音性能等適切な防音対策を計画していきます。
	4	史跡・文化財において、地下掘削の範囲（面積と深さ）は重要な判断材料となるので、図書上でしっかりと表現してほしい。	・評価書案では表現を改善していきます。
	5	埋蔵文化財調査について、東京都の史跡である浴恩園の保護に対して、悪い影響がある可能性があるかを調べているのかを伺いたい。	・埋蔵文化財調査は、まちづくり事業に先立って土地所有者である東京都の指導のもと、文化財保護条例に基づき実施するものであり、埋蔵文化財の存在の有無やその状態を確認することを目的としています。出土された遺構の扱いについては、今後都や区の関係機関と協議調整していくこととしております。
	6	埋蔵文化財調査について、調査と保護は異なるものであり、保護については中央区教育委員会、東京都教育委員会との相談が必須です。「史跡」にあたっているので、「保護」と「保存」をどう考えていくのか、この点を両者にお尋ねの上で、改めてその回答をお知らせくださると幸いです。	・東京都及び中央区教育委員会とはこれまで協議を重ねてきており、調査により出土される遺構の扱いについては、引き続き、都や区の関係機関と協議調整の上、決定していくこととしています。

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和7年7月18日

(事業名称) 築地地区まちづくり事業

1 選定した環境影響評価の項目 16項目 (選定した理由 p. 152～155)

大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【地盤、水循環 共通】

予測の方法では、「調査結果及び建築計画を基に、定性的に予測する。」としているが、各建築物の基礎構造等が未確定であり、建築計画を明らかにしたうえで、構造物・地盤にかかる応力および地下水による圧力・浮力等を踏まえて、可能な範囲で定量的な根拠に基づいた予測・評価を行うこと。

【水循環】

計画地域およびその周辺は微高地と堤防に挟まれた低地であり、表面流出量の変化の調査・評価にあたっては、総流出量だけでなく、地表面流向の変化の可能性も含め、可能な範囲で定量性をもって、予測・評価をすること。

【日影】

日影の状況では、「特に配慮すべき施設」を考慮した調査地点として計画地北側に7地点を設定しているが、計画地西側には、「イノデ－タブノキ群集」や芝地等を有する「浜離宮恩賜庭園」があり、植栽樹木等に対する日影の影響が懸念されることから、庭園内における調査地点を設定すること。

【風環境】

本事業では、約19haの計画地に、最高高さ約210mとする建築物を含む複数の高層建築物を建設する計画であり、計画地及びその周辺の中高層住宅等に影響が生じるおそれがある場合、風洞実験による予測において高さ方向の測定点も設定すること。また、調査地域については、周辺地域の風環境の変化を適切に予測できる範囲とすること。

【景観】

浜離宮恩賜庭園からの眺望景観の予測・評価にあたっては、園路上の複数地点からの視認性を調査し、回遊景観全体に対する影響について予測・評価を行うこと。

【史跡・文化財】

計画地内及びその周辺は、埋蔵文化財包蔵地として登録されており、調査により「旧跡浴恩園跡」の時期を含めた遺跡が残ると予測されている。このため、工事の施行中において新たな遺構の出土も想定されることから、既存資料等の精査及び関係教育委員会等との協議を継続した上で、それら調査に基づいた予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

ライフサイエンス・商業複合棟の研究施設については、規模、事業形態等が明らかとなっていないため、想定する事業内容と類似する施設等を参考に、廃棄物の種類、量、処分方法について予測・評価すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 1項目（選定しなかった理由 p.156）

地形・地質

意見なし

3 都民の意見書及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

別 紙

「築地地区まちづくり事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	10 件
周知地域区長からの意見	2 件
合 計	12 件

2 都民からの主な意見

(1) 大気汚染、騒音・振動、景観 共通

浜離宮恩賜公園との連続性を生かすため、大気汚染、騒音・振動、景観について、市街地の基準ではなく、浜離宮恩賜公園の環境レベルとの対比で評価すべき。

(2) 騒音・振動

ヘリポートを開設し、定期運航されるような記載が読み取れるが、騒音問題は必発であり、定期運航される場合、騒音について評価いただきたい。

(3) 土壌汚染

環境基準を超える有害物質が含まれることが明らかになっているのに拘わらず、具体的にどう処理するか明記されていない。具体的な処理方法を明記すべき。

(4) 生物・生態系

緑地・水辺空間の質的向上が必要。緑被率等の定量的設定、水質保全や生物多様性を考慮した設計要件の明示、浜離宮などとの緑道・水辺ネットワークの連携強化を要望する。

(5) 風環境

ビル風回避のための棟配置ガイドライン（谷状配置など）の明記を要望する。

(6) 景観

浜離宮からの景観について、超高層ビルが樹木の上につきだして見えることのないようにするため、浜離宮からの調査地点を増やすべき。

(7) 史跡・文化財

- ① 埋蔵文化財（浴恩園）への対応強化が必要。試掘調査前の調査範囲・方法を事前に公表し、遺構発見時の保存方針を明文化すべき。
- ② 今後の工事により遺構が破壊されることなく、先ず遺構の全容が明らかになるまで発掘調査を行い、科学的な見地から遺構の価値を評価すること。
- ③ 「浴恩園」について、予備調査、試掘調査で池のあった石積みや屋敷跡が確認されており、きちんと埋蔵文化財調査を行うべき。

(8) 温室効果ガス

- ① カーボンゼロを達成していくために、温室効果ガスの発生を実質ゼロにする計画となっているか、厳格に評価すべき。
- ② 二酸化炭素排出量も項目の一つとして評価すべき。

(9) その他

・事業計画

- ① 本事業は、ここにきて始めて超高層ビルが何本できるのか明らかになったが、どんな計画なのか不明である。公開性を高め、議論をすべき。
- ② 東京の環境のためにも、民間事業に使わせることはせず、いったん公園として都民に開放すべき。
- ③ 事業者は、事業計画案について説明し、広く都民の声を聞く機会をつくるべき。スタジアムや超高層ビル、イベント施設等を作る計画が「持続可能なまちづくり」と言えるのか根本から議論する場を設定すべき。
- ④ ヘリポートについて、定期運航ではなく、災害時や緊急時の使用とできないか。
- ⑤ 浴恩園を再現し、アリーナや箱物などは止めるべき。
- ⑥ オープンスペースでの緑被率をもっと上げ、公園や憩いの場としての誰にでも開かれた公共的な空間をもっと取り、質も担保すべき。

・ヒートアイランド

- ① 高層棟により海からの風が遮断され、さらなるヒートアイランド化への不安が大きい。
- ② 風の道シミュレーションによる数値的検証結果の提示、オープンスペースの設計に風、日陰、熱環境を取り込んだ設計指標の設定を要望する。
- ③ 建設される建物群による通風阻害及びこれらからの排熱が、この地域や関東内陸部の気温上昇にどの程度影響するか評価すべき。

- ・ 交通計画

歩行者の動線を分析したうえで、その歩行者が交通渋滞をうまないかの評価を求める。

3 周知地域区長からの意見

【中央区長】

(1) 全般事項

- ・ 中央区長及び中央区議会議長が、令和6年4月26日付けでONE PARK×ONETOWNグループ代表企業宛てに提出した「築地市場跡地開発に関連する要望」で掲げた、跡地開発により発生する車両や歩行者等の交通量を適切に処理するための交通対策などの要望事項が反映されるよう、引き続き本区と協議・調整を行うこと。

また、協議調整の結果、調査計画書の7ページに記載の基本計画の内容に変更が生じる場合にあっては、変更内容を加味した環境影響評価を行うほか、東京都環境影響評価条例に基づく手続きを行うこと。

- ・ 築地は食文化の拠点であり、食品の安全性、人流や物流動線の確保が極めて重要である。長期にわたる工事期間中において食品等の販売に影響が懸念されることから、粉じん対策や、海上輸送の積極的な活用などの工事車両対策等、周辺地域に最大限配慮した工事を進めるとともに、工事期間中における仮囲いの装飾など、まちなぎわいに配慮すること。
- ・ 本事業は、事業期間が長期にわたり周辺地域へ与える影響が大きいことから、地元へ配慮し丁寧に事業を進めるため、これまでの要望等を踏まえ、区及び地元に対し十分な説明協議を実施するとともに、関係者間における情報共有や、地元を含めた協議体などの体制づくりを行うこと。
- ・ 周辺地域のにぎわいが一時も途絶えないよう、事業中における周辺地域のにぎわいづくりにも積極的に協力すること。
- ・ 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対して十分な事前説明をすること。
- ・ 当該事業に関する問合せや相談（苦情含む）の受付窓口を常設し、問合せ等に対して速やかに対応ができるようにすること。

(2) 交通計画

- ・ 工事関係車両による周辺道路の交通渋滞、路上駐車、交通事故等を未然に防ぐた

め、以下の対策をとること。

- ① 工事に従事する作業員の通勤車両等用の駐車場を工事区域内で適切に確保し、周辺地域の駐車場に影響が生じないようにすること。
 - ② 工事用車両等の搬入出ルートについて、関係機関と十分に協議すること。
 - ③ 資材等の運搬には海上輸送を積極的に活用する計画としたうえで、工事車両（通過ルート、駐車スペースなど。従事者の通勤等に必要な車両を含む。）が周辺の交通に与える影響を事前に調査した上で、周辺地域に対して最大限配慮し、工事を進めること。
 - ④ 工事中および工事完了後においても、バスや鉄道等の公共交通機関へ影響のないよう、十分な調整・計画を図ること。
- ・ 駐車場の整備台数について、築地地区駐車場整備計画（令和7年4月、中央区）の内容を踏まえ、関係機関と十分に協議し、計画すること。

（3）大気汚染

工事用車両の走行経路（入庫・出庫）として計画されている都道316号（昭和通り）に、沿道環境大気質、自動車断面交通量調査地点を設定すること。

（4）悪臭

悪臭の評価に当たっては、中央区における、悪臭防止法の規定に基づく規制基準を満たすこと。

（5）騒音・振動

- ・ 工事用車両の走行経路（入庫・出庫）として計画されている都道316号（昭和通り）に、道路交通騒音・振動、地盤卓越振動数、自動車断面交通量調査地点を設定すること。
- ・ ヘリコプターや次世代モビリティである空飛ぶクルマ（以下「ヘリコプター等」）の影響を把握するため、騒音予測に当たっては、計画ヘリポート・バーティカルポート（以下「ヘリポート等」）の進入表面・転移表面・水平表面（ヘリポートのみ）を具体的に設定するとともに、着陸・進入時や離陸・離脱時の飛行経路（以下「飛行経路」）も設定すること。
- ・ 向きによりヘリポート等への飛行経路が偏る事が予想されることから、それぞれの風向きにおける飛行経路の騒音予測を行うこと。
- ・ ヘリポート等にヘリコプター等が着陸し、待機状態にある場合の騒音予測を行うこと。

- ・ 騒音予測に当たっては、ヘリコプター等の運航頻度が高い時期を選定すること。
- ・ 騒音予測に当たっては、昼間（７時から１９時まで）・夕方（１９時から２２時まで）・夜間（０時から７時まで、２２時から２４時まで）の各時間帯における単発騒音暴露レベル及び準定常騒音の騒音暴露レベルを測定又は予測し、時間帯補正等価騒音レベルを算出すること。
- ・ 騒音予測は、ヘリコプター等の運航予定機種のうち、騒音の大きい機種を用いて行うこと。また、同機に複数の派生機種があり、運航予定機種が明確になっていない場合は派生機種の内、騒音の影響が最大となるものを用いて騒音予測を行うこと。
- ・ 調査計画書 175 ページ 図 8. 2. 3-1 (2) の「計画地とその周辺 500m 程度及びヘリコプター等の進入表面と想定される範囲」には、高層住宅も複数存在することから、騒音評価に当たっては飛行経路の地表面における評価だけではなく、高層階における騒音ばく露状況についても評価すること。
- ・ 調査計画書 175 ページ 図 8. 2. 3-1 (2) の「計画地とその周辺 500m 程度及びヘリコプター等の進入表面と想定される範囲」には、複数の学校が含まれていることから、各学校の教室内における騒音レベルを推計し、学校環境衛生基準（平成 21 年 3 月 31 日付け文部科学省告示第 60 号）に定める騒音レベルを満たすことを確認すること。

（６）日影

本計画地周辺の文化財（旧浜離宮庭園等）への日影の影響を十分に考慮するよう、浜離宮恩賜庭園を調査地点に加えた計画とするとともに、周辺の各学校への日影の影響を調査すること。

（７）風環境

工事に伴い発生する粉塵が飛散し周辺に被害を与えることのないよう、本計画地における卓越風などの風環境（季節、時間）を事前に調査すること。

（８）景観

当該事業を進めていくにあたり、まちづくりの考え方等に基づき、周辺環境及び都市景観に配慮したものとする。

（９）温室効果ガス

当該事業は工事期間が長く、工事用車両の走行や掘削機械等の使用等に伴い、多量の温室効果ガスの排出が予想されるため、施設の供用開始後の影響のみならず、

工事の施工中における温室効果ガスの影響についても、調査項目に含めること。

【港区長】

(1) 全般事項

- ・ 環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- ・ 対象事業を進めるにあたっては、今後、関係区のまちづくり所管部署と十分に協議するとともに、計画地周辺の住民及び関係者への丁寧な情報提供に努めてください。
- ・ 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応してください。

(2) 工事計画

- ・ 近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。
- ・ 解体建物については、事前調査を行いアスベストの有無を把握して、調査内容を書面で記録・保管してください。また、大気汚染防止法等の関係法令に基づく報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行ってください。
- ・ 工事に係る近隣住民からの問い合わせに対しては、丁寧に説明してください。

(3) 交通計画

環境影響評価書案には、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について予測評価を分かり易く記載してください。特に、車両出入口付近等建築物周辺の変化を丁寧に記載してください。

また、計画地に向かう工事車両が周辺地域の道路上等で待機することがないように、事業用地内での車両管理や工程管理を徹底するとともに、車両運転手等への指導を十分に行ってください。

(4) 温室効果ガス

エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用し、地球温暖化防止やヒートアイランド対策に努めてください。

(5) その他

本事業では、ヘリコプターの離着陸場の設置と運行が計画されています。港区を含め、計画地周辺は高層ビルが集積し、居住者や来街者の多い地域となっているためヘリコプターの離着陸場の設置と運行にあたっては、航空機に係る騒音基準を順

守するとともに、安全対策を十分に行ってください。また、飛行ルートが決定した場合には、影響のある自治体並びに住民に対して丁寧な説明を行ってください。

同じく本事業で計画されている空飛ぶ車のバーティポート（離着陸場）の設置と運行については、国において検討中の安全基準や騒音基準に適合するものとし、飛行ルートが決定した場合には、ヘリコプターと同様に影響のある自治体並びに住民に対して丁寧な説明を行ってください。

「築地地区まちづくり事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 7 年 5 月 21 日に「築地地区まちづくり事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【地盤・水循環 共通】

予測の方法では、「調査結果及び建築計画を基に、定性的に予測する。」としているが、各建築物の基礎構造等が未確定であり、建築計画を明らかにしたうえで、構造物・地盤にかかる応力および地下水による圧力・浮力等を踏まえて、可能な範囲で定量的な根拠に基づいた予測・評価を行うこと。

【水循環】

計画地域およびその周辺は微高地と堤防に挟まれた低地であり、表面流出量の変化の調査・評価にあたっては、総流出量だけでなく、地表面流向の変化の可能性も含め、可能な範囲で定量性をもって、予測・評価をすること。

【日影】

日影の状況では、「特に配慮すべき施設」を考慮した調査地点として計画地北側に 7 地点を設定しているが、計画地西側には、「イノデ－タブノキ群集」や芝地等を有する「浜離宮恩賜庭園」があり、植栽樹木等に対する日影の影響が懸念されることから、庭園内における調査地点を設定すること。

【風環境】

本事業では、約19haの計画地に、最高高さ約210mとする建築物を含む複数の高層建築物を建設する計画であり、計画地及びその周辺の中高層住宅等に影響が生じるおそれがある場合、風洞実験による予測において高さ方向の測定点も設定すること。また、調査地域については、周辺地域の風環境の変化を適切に予測できる範囲とすること。

【景観】

浜離宮恩賜庭園からの眺望景観の予測・評価にあたっては、園路上の複数地点からの視認性を調査し、回遊景観全体に対する影響について予測・評価を行うこと。

【史跡・文化財】

計画地内及びその周辺は、埋蔵文化財包蔵地として登録されており、調査により「旧跡浴恩園跡」の時期を含めた遺跡が残ると予測されている。このため、工事の施行中において新たな遺構の出土も想定されることから、既存資料等の精査及び関係教育委員会等との協議を継続した上で、それら調査に基づいた予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

ライフサイエンス・商業複合棟の研究施設については、規模、事業形態等が明らかとなっていないため、想定する事業内容と類似する施設等を参考に、廃棄物の種類、量、処分方法について予測・評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和7年5月21日	調査計画書について諮問
部 会	令和7年7月18日	環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、 土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、 日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文 化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄 物、温室効果ガス 【選定しなかった環境影響評価の項目】 地形・地質 総括審議
審議会	令和7年7月31日	答申(予定)